

令和3年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%に、令和元年10月1日から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度富士河口湖町一般会計決算における充当状況は次のとおりとなっています。

【歳入】

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 345,291千円

【歳出】

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費 3,056,682千円

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の地方消費税交付金)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	458,338	305,979			20,000	132,359
	高齢者福祉事業	32,380	1,502		3,883	10,000	16,995
	総合福祉事業	47,188			3,294	10,000	33,894
	児童福祉事業	957,304	231,774		41,353	175,291	508,886
	子ども・子育て等支援事業	504,136	377,784		8,990	40,000	77,362
	貧困・格差対策等事業	491					491
	小計 A	1,999,837	917,039		57,520	255,291	769,987
社会保険	国民健康保険事業	179,572	109,449			10,000	60,123
	介護保険事業	269,346					269,346
	小計 B	448,918	109,449			10,000	329,469
保健衛生	高齢者医療事業	265,409	38,241			30,000	197,168
	医療提供体制確保事業	79,778				20,000	59,778
	疾病予防対策事業	125,481	2,556			20,000	102,925
	乳児・障害者等医療助成事業	134,407	67,151			10,000	57,256
	不妊治療費助成事業	2,852					2,852
	小計 C	607,927	107,948			80,000	419,979
合計 (A+B+C)	3,056,682	1,134,436		57,520	345,291	1,519,435	